

東海村スポーツ施設

(阿漕ヶ浦公園野球場及び阿漕ヶ浦公園ホッケー場)

指定管理者募集要項

令和8年9月

東海村教育委員会 生涯学習課

1 指定管理者募集の目的について

東海村スポーツ施設は、本村におけるスポーツやレクリエーション等の振興を図り、もって村民の交流の促進や心身の健全な発達に寄与することを目的に設置された施設です。

この度、本村の都市公園の1つである阿漕ヶ浦公園に設置された野球場及びホッケー場（以下単に「施設」という。）について、令和9年4月1日よりスポーツ施設として管理するに当たり、施設の管理を効率的、効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、東海村スポーツ施設条例（平成17年東海村条例第29号）及び東海村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成17年東海村規則第36号）の定めるところにより、次のとおり指定管理者を募集します。

2 施設の概要について

- (1) 名 称 阿漕ヶ浦公園野球場・阿漕ヶ浦公園ホッケー場
- (2) 所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字村松 579 番地
- (3) 供 用 開 始 昭和 48 年 8 月
- (4) 敷 地 面 積 野球場：18,780 m²（芝 13,390 m²／土 5,390 m²）
ホッケー場：13,320 m²（人工芝）
- (5) 付 属 設 備 夜間照明設備（野球場：4 基、ホッケー場：8 基）・スタンド
- (6) 年間利用者数 (単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
野球場	4,541	5,132	4,652	5,088	4,729
ホッケー場	19,682	19,613	18,548	19,954	20,761

- (7) 使用料収入額 (単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
野球場	105,460	127,000	102,050	106,010	87,490
ホッケー場	3,767,420	2,880,350	2,581,760	2,569,910	2,983,180

3 指定期間について

指定期間は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間を予定しており、議会の議決を経て正式に決定します。

ただし、指定期間中であっても、村は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者が必要な指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

4 指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準について

指定管理者が行う業務の範囲は、東海村スポーツ施設条例第5条に掲げる業務とします。

具体的な業務の内容及び管理の基準については、別添「東海村スポーツ施設（阿漕ヶ浦公園野球場及び阿漕ヶ浦公園ホッケー場）指定管理業務仕様書」によるものとします。

5 施設の管理に要する経費について

（１） 施設の管理に要する経費

施設の管理に要する経費は、村が支払う指定管理料をもって賄うものとします。

なお、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度は採用しておらず、使用者が支払う使用料は、村の収入になります。

（２） 指定管理料

指定期間における指定管理料の金額、支払時期及び支払方法については、年度ごとに指定管理者との間で締結する協定において定めるものとします。

なお、指定管理料については、指定管理業務に係る収支計画に大きな変更が生じた場合において、指定管理料の額を増額し、又は減額することが適当であると村が認めたときは、指定管理者と協議の上、指定管理料の額を変更することができるものとします。

（３） 指定管理料の精算

指定管理者は、指定管理料から実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額（以下「余剰金」という。）について、村と協議の上、適当な額を村に返還するものとします。

6 指定管理者の指定等に向けたスケジュールについて

指定管理者の指定等に向けたスケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| （１） 募集要項の公表 | 令和8年9月1日（火） |
| （２） 質問の受付 | 令和8年9月1日（火）～9月12日（土） |
| （３） 質問への回答 | 随 時 |
| （４） 申請書類の提出 | 令和8年9月15日（火）～9月30日（水） |
| （５） 指定管理者選定委員会 | 令和8年10月下旬 |
| （６） 選定結果の通知 | 令和8年11月初旬 |
| （７） 指定管理者指定の議決 | 令和8年12月中旬 |
| （８） 指定管理者の指定通知 | 令和8年12月下旬 |

7 応募資格について

- (1) 応募できる者は、施設を効率的、効果的かつ安定的に管理できる法人その他の団体とし、次に掲げる要件を満たすものとします。
 - ア 本村の区域内に主たる事務所又は事業所を有していること。
 - イ 過去5か年度以内（令和3年度以降）に運動・スポーツ施設の管理を行った実績を有していること。
- (2) 個人又は個人事業主による応募及び複数の法人その他の団体により構成された共同事業体による応募は受け付けません。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。
 - ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により、自らの責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたことがある場合
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定により、本村及び茨城県の一般競争入札又は指名競争入札の参加が制限されている場合
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の定めるところによる更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の定めるところによる再生手続を開始し、又は開始する予定がある場合（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又はそれらに関与している疑いがある者の統制の下にある場合
 - オ 国税、県税及び村税に未納がある場合
 - カ 申請日現在において村と係争中である場合

8 応募手続きについて

- (1) 募集要項の配布
募集要項（業務仕様書等の添付書類を含む。）を次のとおり配布します。
 - ア 配布期間 令和8年9月1日（火）から9月12日（土）まで
 - イ 配布方法
 - （ア） 東海村公式ホームページへの掲載
 - （イ） 東海村教育委員会生涯学習課（東海村歴史と未来の交流館内）での配布（休館日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- (2) 質問の受付及び回答
 - ア 受付期間 令和8年9月1日（火）から9月12日（土）まで
 - イ 提出方法

別紙「質問票」に記入の上、電子メールにより、9月12日（土）午後5時15分必着で提出してください。

ウ 提出先 「13 担当部署」に同じ

エ 回答方法

質問及び回答については、村公式ホームページで公表します（質問票を提出した法人その他の団体名は非公表）。なお、当該法人その他の団体の不利益となるおそれがある事項については公表しない場合があります。

（３） 申請書類の受付

ア 提出書類

（ア） 指定管理者指定申請書（様式第1号）

（イ） 申請者の資格についての誓約書（様式第2号）

（ウ） 事業計画書

（エ） 収支計画書

（オ） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

（カ） 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに相当する書類

（キ） 履歴事項全部証明書

（ク） 申請日の属する事業年度に国税、都道府県税及び村税に未納がないことを証する次に掲げる証明書

a 税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書「その3の3」

b 都道府県税事務所が発行した都道府県税に未納がないことを証する納税証明書

c 東海村内に本店、支店、営業所等の事業所を有する法人にあっては、東海村総務部税務課が発行した最新の納税証明書（様式第69号の4 未納がないことの証明）

（ケ） 運動・スポーツ施設の管理を行った実績を有する場合にあっては、当該実績を明らかにする書類

（コ） その他村長が必要と認める書類

イ 受付期間

令和8年9月15日（火）から9月30日（水）まで

ウ 提出部数

正本1部（紙媒体） 副本8部（紙媒体の場合。電子データの場合は1部提出で可）

エ 提出方法

持参又は郵送によるものとし、副本について電子データで提出する場合に限り、電子メールによる提出を可とします。なお、持参の場合は、休館日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに、郵送及び電子メールの場合は、9月30日（水）午後5時15分

必着で提出してください。

オ 提出先 「13 担当部署」に同じ

(4) 事業計画書の作成にあたっての留意事項

指定管理者の候補者の選定にあたっては、後述する東海村指定管理者選定委員会において、申請者から提出を受けた事業計画書その他の申請書類について、別記「東海村スポーツ施設（阿漕ヶ浦公園野球場及び阿漕ヶ浦公園ホッケー場）の指定管理者候補者の選定に関する審査基準」に基づく審査を行います。

よって、事業計画書の作成にあたっては、当該審査基準に掲げられた「審査項目」及び「審査の視点」に沿って自らの計画や考えを分かりやすく記載してください。なお、別に資料を添付する場合は、「別添資料「〇〇〇〇〇」のとおり」などと記載してください。

(5) その他の申請書類の作成及び提出にあたっての留意事項

ア 証明書類は、申請日前3カ月以内に発行されたものに限りします。

イ 申請書類の用紙サイズは、原本でサイズが決められているものを除き、A4サイズに統一してください。

ウ 申請書類の作成にあたっては、文字の大きさを10.5ポイントから12ポイントにしてください。

エ 正本の提出にあたっては、(ア)～(コ)の順に申請書類を並べてください。なお、ホチキス止めはしないでください。

オ 副本について電子データで提出する場合は、申請者において作成し、又は公的機関から発行された書類を電子化(PDF化等)してください。

カ 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

キ 必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

ク 村に提出した申請書類は、返却しません。また、提出した申請書類の内容を変更することはできません。

ケ 提出した申請書類の内容に虚偽があった場合は、失格とします。

コ 申請にあたり、法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えた場合は、申請者において一切の責任を負うものとします。

サ 村に提出した申請書類は、東海村情報公開条例（平成31年東海村条例第2号）の定めるところにより、情報公開の対象となります（同条例第7条に規定する不開示情報は開示の対象とはなりません）。

シ 村に申請書類を提出した後、申請を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

9 指定管理者の候補者の選定について

(1) 資格審査

提出された申請書類に基づき、資格審査を行います。応募資格を満たさない場合又は次の

いずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 指定管理者の候補者の選定に関して、自らの団体が優位になることを企図して、指定管理者候補者選定委員会の委員を務める村職員に接触するなど不正行為が認められた場合

イ 申請書類に虚偽の内容を記載していた場合

ウ 募集要項に記載する事項に違反し、又は著しく逸脱した場合

エ 提出期限を過ぎて申請書類が提出された場合

(2) 指定管理者選定委員会における審査

ア 審査方法

資格審査の後、東海村指定管理者選定委員会における審査（書類審査及びプレゼンテーション（又はヒアリング）審査）を行い、最も得点が高かった法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定します。なお、審査の結果、指定管理者の候補者を選定しない場合もあります。

イ 審査基準について

東海村指定管理者選定委員会における審査は、別記「東海村スポーツ施設（阿漕ヶ浦公園野球場及び阿漕ヶ浦公園ホッケー場）の指定管理者候補者の選定に関する審査基準」に基づき審査を行います。

(3) 選定結果の通知

選定の結果については、すべての申請者に対して書面により通知します。

(4) 指定管理者の候補者選定の取消し

指定管理者の候補者として選定された法人その他の団体が次のいずれかに該当する場合は、指定管理者の候補者の選定を取り消します。

ア 経営状況の悪化等により、指定管理業務の確実な履行が見込まれなくなった場合

イ 社会的な信用を著しく失墜させる行為等により、指定管理者の候補者として不適当であると認められた場合

10 指定管理者の指定について

(1) 指定管理者の指定及び指定の通知

村は、東海村議会（令和8年12月議会を予定）による議決を経て、指定管理者の候補者を指定管理者として正式に指定し、その旨を書面により通知します。

(2) 村議会の議決が得られなかった場合

村議会の議決が得られなかった場合は、その旨を書面により通知します。この場合において、指定管理者の候補者が支出した申請に係る費用その他一切の費用について、村は一切補償しません。

(3) 指定管理業務開始前の準備行為

指定管理業務の開始に向けた準備行為（前指定管理者からの引継ぎを含む。）については、

指定管理者の指定後、指定期間の開始前であっても村と協議の上で行うことができるものとします。

(4) 指定の取消し又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止

村は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者が必要な指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

11 協定の締結について

村は、指定管理者の指定後、指定管理者と協定を締結することとします。なお、協定に掲げる主な内容は、次のとおりです。

(1) 基本協定に定める事項

- ア 総則的事項（協定の趣旨、指定期間など）
- イ 指定管理業務の範囲に関する事項
- ウ 指定管理業務の履行に関する事項
- エ 指定管理業務に係る経費に関する事項
- オ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- カ 指定期間の満了に伴う措置に関する事項
- キ 指定の取消し及び指定管理業務の停止等に関する事項
- ク その他の事項

(2) 年度協定に定める事項

- ア 指定管理料の額に関する事項
- イ その他の事項

12 添付資料

- (1) 東海村スポーツ施設（阿漕ヶ浦公園野球場及び阿漕ヶ浦公園ホッケー場）指定管理業務仕様書
- (2) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (3) 申請者の資格についての誓約書（様式第 2 号）
- (4) 東海村スポーツ施設条例 ※令和 9 年 4 月 1 日における施行予定内容になります。
- (5) 東海村スポーツ施設条例施行規則 ※現時点の内容であり、今後改正される予定があります。

13 担当部署

東海村教育委員会 生涯学習課 文化芸術・スポーツ推進担当

〒319-1112 茨城県那珂郡東海村大字村松 768 番地 38（東海村歴史と未来の交流館内）

電話 029-287-0851／電子メール syougaiyakusyu@vill.tokai.ibaraki.jp

別 記

東海村スポーツ施設（阿漕ヶ浦公園野球場及び阿漕ヶ浦公園ホッケー場）の 指定管理者候補者の選定に関する審査基準

審査項目	審査の視点
1 施設の管理・運営に対する理念について 【配点 10 点】	・指定管理者として施設の管理・運営を行うにあたり、施設の設置目的を的確に理解し、その目的に適合する理念を有しているか。
2 利用者に対する考え方について 【配点 20 点】	・施設の公共性や利用の公平性が確保できるか。 ・利用者のニーズを的確に把握し、利用者の満足度や施設の利便性や利用率の向上に反映することが期待できるか。 ・利用者などからの苦情トラブルの未然防止や発生時の対応、再発防止に向けた取組みは示されているか。 ・コンプライアンスや個人情報の保護に向けた取組みは示されているか。
3 施設の運営能力について 【配点 30 点】	・法人又は団体としての経営は安定し、また、村民から信頼を得ることができる法人又は団体であるか。 ・これまでに運動・スポーツ施設を管理した実績はあるか。 ・運動やスポーツに親しむ機会の創出に向け、施設を活用した具体的な取組みが示されているか。 ・施設を運営するための組織体制（管理に必要な人員の配置や施設の運営に係る事務・経理の処理体制やその指揮命令系統などを含む。）は整っているか。 ・人材の確保や人材の育成に向けた取組みは示されているか。 ・現在勤務している職員の継続雇用への配慮は示されているか。
4 行政や地域、関係団体との関わりについて 【配点 10 点】	・行政との連携・協力関係を構築することが期待できるか。 ・地域との関わりについて具体的な取組みは示されているか。 ・村内の運動・スポーツに関する団体との連携・協力関係を構築することが期待できるか。
5 利用者の安全確保について 【配点 10 点】	・施設における事故の未然防止その他利用者の安全確保に向けた取組みは示されているか。 ・事故や災害など緊急時における対応方針は示されているか。
6 施設の維持管理について 【配点 10 点】	・施設、設備、備品等の適切な維持管理に向けた取組みは示されているか。
7 収支等について 【配点 10 点】	・収支計画書の内容や指定管理料の提案額は適当か。 ・経費の縮減に向けた取組みは示されているか。